

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
人材確保事業	中小企業者が人材確保を図るために、ウェブサイトを利用する方法により求人を行ったとき	事業費の100分の50以内 30万円限度
	中小企業者が市外で開催される合同企業説明会等に出展したとき	事業費の100分の50以内 30万円限度

新居浜市中小企業振興条例

(人材確保事業に対する補助)

第13条の2 市長は、中小企業者が人材確保を図るために、ウェブサイト（市長が別に定めるものに限る。以下この条において同じ。）を利用する方法により求人を行ったとき、又は市外で開催される合同企業説明会等（市長が別に定めるものに限る。以下この条において同じ。）に出展したときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) ウェブサイトを利用する方法により求人を行ったとき 30万円
- (2) 市外で開催される合同企業説明会等に出展したとき 30万円

新居浜市中小企業振興条例施行規則

(人材確保事業の範囲等)

第13条 条例第13条の2第1項に規定する市長が別に定めるウェブサイトとは、民間企業が主に学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業予定者（以下「大卒予定者等」という。）を対象とした就職活動全般の支援及び企業の採用活動支援等のサービスを提供するウェブサイトをいう。

2 条例第13条の2第1項に規定する市長が別に定める合同企業説明会等とは、大卒予定者等又は市内への就職を希望する者を対象に開催されるもので、市が主催し、又は共催するものを除く。

3 条例第13条の2第2項に規定する市長が必要と認める額は、次に掲げるものとする。

- (1) 第1項に規定するウェブサイトを利用して求人を行うための当該ウェブサイトの利用に係る費用
- (2) 前項に規定する合同企業説明会等の出展に当たり要した費用のうち、出展小間料

補助対象要件・詳細

- ・中小企業者
- ・市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人
- ・市税の滞納がないこと（法人、代表者）

申請の時期

- ・就職情報サイトへの費用支払後30日以内
- ・合同企業説明会の費用支払後30日以内

提出書類

- ・中小企業振興補助金交付申請書等（共通様式）
- ・法人登記簿謄本又は住民票抄本（原本）
- ・定款又は規約（コピー）
- ・納税証明書（市税）・・・法人と代表者の各1通（原本）
- ・契約書（申込書）又は見積書、請求書、領収書等支払いの明細が確認できるもの（コピー）
- ・パンフレット等（合同企業説明会や就職情報サイトの概要がわかるもの、掲載ページのコピーも可）

※その他、追加で書類の提出を依頼する場合があります。

※消費税は補助対象にはなりません。

○補助の対象となる中小企業者とは？
(中小企業者等の範囲及び用語の定義)
第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おむね次の各号に掲げるものとする。その範囲は、これらの政策が次条の基本理念の実現を図るために実施されるように施策ごとに定めるものとする。
一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業等他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)
二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する者を有する事業として認めるもの。
三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。
四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
○中小企業団体とは？
中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項によるもの、または商店街振興組合法第2条第1項に定める組合及び市長が認める商団体
・中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項
(中小企業団体等の種類)
第三条 この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。
一 事業協同組合
二 事業協同小組合
三 削除
四 信用協同組合
五 協同組合連合会
六 企業組合
七 協業組合
八 商工組合
・商店街振興組合法第2条第1項
(人格及び住所)
第二条 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会(以下「組合」と総称する。)は、法人とする。